

3. ふじみ野市営プールと草薙体育館事故の教訓

(1) ふじみ野市のプール事故が示すもの

——「管理委託が、自治体の施設設置者としての責任を免責するものではない」

平成 18 年 7 月 31 日に起こったこの事件について、さいたま地裁は、プール設置者であるふじみ野市の事故に対する責任を指摘して、平成 20 年 4 月 27 日、市教委職員 2 名に執行猶予付きの有罪判決が言い渡しました。一方、実際にプールを管理していた業者及びスタッフが起訴猶予となったことに対して様々な論議を呼んだことは記憶に新しいところです。

ふじみ野市からプール管理を受託した A 社は、業務を下請け B 社に丸投げし、さらに、業務は、B 社から孫請け C 社に再委託されていました。実際の業務を行っていた C 社では、監視員としてアルバイトを雇用し、最終的にアルバイトまかせでプール管理が行われるという状況のなかで、このような痛ましい事故が発生したわけです。

地裁判決後、被害者の遺族側が、起訴猶予となった受託業者について「処分不当」として埼玉検察審査会に再審査を請求しました。これに対して、20 年 4 月、同審査会は「起訴相当」を議決し、これを受けた埼玉地検が改めて起訴したものです。大宮簡裁は、21 年 4 月 17 日までに、直接プール管理を行っていた下請け業者であった C 社の元社長と元現場責任者の両者に、「危険回避義務を怠った。」として罰金 100 万円の略式命令を出しました。

他方、量刑が重すぎるとして控訴していた市係長に対して、東京高裁は、先に、さいたま地裁が示した判断を支持し、3 月 30 日に控訴棄却を言い渡しました。

これまで、行政サイドでは、「管理を委託すれば、責任は受託業者に移り、プールの設置者である自治体の責任は免れる」とする主張が一部に横行していたことも事実でした。これについては、「施設管理責任の所在があやふやとなり、管理が疎かになる」との指摘もありましたが、どちらかといえは少数派であり、大方は見過ごされてきたのが実態であったといえます。この立場に立つ自治体関係者の一部からは、さいたま地裁の判断は、驚きをもって受け止められたということが出来ます。

これについては、地裁が、「管理を業者に委託することによって施設管理を所

管する職員の職責は何も変わらず、軽減されるものではない」と、明確に施設設置者である自治体側の責任を指摘したことにより、一連の論議にピリオドを打ったわけです。また、司法当局が、今回の事件において施設の設置者責任の重さと現場管理者の負うべき責任の度合いについて、明確な判断基準を示したものとして、その意味するところは、大きいといえましょう。

これを先例として、全国の自治体が、今回の一連の判決、決定が持つ重要性、すなわち「管理委託が、自治体の施設設置者としての責任を免責するものではないこと」を十分認識して、公の施設の設置者責任を全うし、施設利用者の安全確保を徹底することが求められるところです。

(2) 草薙体育館での死亡事故

——これまでの受託管理と大きく異なる点——

平成21年4月1日に、静岡県営草薙総合運動場草薙体育館で発生したバスケットボールゴール機器事故は、指定管理者制度が発足後、初めて発生した利用者の死亡事故であり、今後の進展次第では、公の施設において実際に管理に当たる指定管理者と施設設置者である自治体双方の刑事的、民事的責任について司法の場で初めての判断が示されるものとして各方面が注目しているところです。また、スポーツ施設における安全管理のあり方に人々の関心が高まり、今後の指定管理者の公募に重大な影響があると予想されます。

この事故で重要なことは、指定管理者制度において、「公の施設」の管理者は、いわば、行政機関のひとつとして、直接、施設利用者の安全確保に責任を持つ立場にあることです。ここが、これまでの受託管理と大きく異なる点です。受託管理では、自治体との労務提供契約に基づき、自治体に対して適切な業務遂行の義務を負う立場から、安全管理についても、その指揮下で責任を持つこととなります。しかし、指定管理者制度の下では、管理業務の当事者として利用者に対し、直接、安全管理責任が生じることとなります。この点を十分に理解して対処する必要があります。

① 事故の説明

この事件は、広くマスコミ等で報道されました。その範囲で明らかになった状況は、次のとおりです。

事故は、4月1日草薙体育館で、利用者が、移動式のバスケットボールのゴー

ル機器(油圧式)を折りたたみ収納していた時に起こりました。体育館の使用を終えた利用者グループのひとりが、後片付けのためにゴールの折りたたみ操作をしていた時、ゴールのシリンダーと支柱を接続するシリンダーハンガーが外れて急降下し、操作していた男性会社員(29)が、この部分に首を挟まれて即死しました。この際、ゴール機に付属している安全装置も作動せず、機能しなかったとされております。

② 事故発生までの経緯

ゴール機器を製作し、定期的に安全点検を受託しているメーカーは、平成20年8月に実施した定期点検では、当該施設に設置されているバスケットボールゴールを点検した結果、今回事故を起こした機器を含めて、8台、13カ所について「摩耗により交換や修理をしないと危険な状態になる恐れがあり、早急な修理・交換が必要である」と判断し、最も危険度が高い「AA」と指摘し、指定管理者に報告したと説明しております。

また、指定管理者から、この指摘の報告を受けた施設設置者である静岡県は、予算額上の制約から優先順位を決め、昨年末までに予算の範囲で順次してきたとのことです。

その説明によれば、今回事故が発生したゴールについては早急な交換や修理を要する危険個所が4か所あり、このうちの3か所については修理したが、磨耗が指摘されていた残る1カ所のシャフトと支柱の接合部分金具については修理を見送り、そのまま手を付けていなかったとのことです。

③ 状況の補足説明

このゴールは、購入して少なくとも25年以上を経過しており、経年劣化が容易に想定されるところでありました。なお、点検を受託しているメーカー側では、以前から、点検の際に「危険個所について修理の必要性を指摘してきた」と説明しています。製造者の無過失責任をも含めた製造物責任について定めたPL法(「製造物責任法」)では、製品出荷から10年間以内に消費者が損害をこうむった場合に消費者側で製品の欠陥を指摘、証明すれば製造者側に損害を賠償する責任が生じると定めていますが、今回の事故では、この法律の適用したメーカー責任を問われることはないものと考えられます。

④ 事故の問題点

この事故は、指定管理者制度が発足して最初に起きた施設利用者の死亡事故であり、今後の公募に少なからず影響が出ることは容易に想定されます。類似

の事件としましては、前述のふじみ野市プール事故がありますが、このケースは、業務の委託契約関係のなかで起きた事案であり、施設の設置者であり、契約発注者であるふじみ野市側の責任が厳しく問われる結果となったものです。

今回の事案は、これとは異なり、「指定」という行政処分により「公の施設の運営管理の委任関係」の一方の当事者である指定管理者と施設の設置者である当該自治体それぞれの責任が問われる事案であり、司法が、これにどのような判断を示すのか、その行方が注目されるところです。

松本眞一（まつもと しんいち）

1942 生まれ 1965 中央大学法学部卒

現職 ベックス(株)NPM 創造センター理事長

プロフィール

長年、東京都の自治体事務（スポーツ行政など）に従事

この間、東京体育館などの公立スポーツ施設建設計画の立案やスポーツ・文化施設など公共施設の運営管理に携わる。

このほか、公益法人役員等を歴任。

平 18・2 指定管理者制度発足に伴い民間企業型コンソーシアム立ち上げに参画、
東京辰巳国際水泳場館長に就任。

平 19・7 事業ビジネス会社・ベックス(株)プランニングアドバイザーの就任

平 21・1 社内にシンクタンク NPM 創造センターを創設・理事長に就任、現在に至る

多彩な経験を生かし、実務を踏まえて「公と住民のかかわり」をユニークな感覚で考える実務型管理者として行政へのサポート、民間事業者の事業計画作成におけるアドバイス等のさまざまなコンサルティング業務に活躍中

著書 「指定管理者モニタリング導入のすべて」（共著）（出版社ぎょうせい）ほか
「新しいビジネスチャンスが到来した」（指定管理 jpVOL21）その他専門誌に投稿多数